

# 博 士 学 位 論 文

—論文要旨および審査結果の要旨—

第 7 号

武蔵野音楽大学

## — は し が き —

本編は学位規則(平成25年文部科学省令第5号)第8条による公表を目的として、平成25年度本学において博士(音楽)および博士(音楽学)の学位を授与した者の論文の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

氏名	ほしの かずゆき 星野 和幸
学位の種類	博士(音楽学)
学位記番号	博甲第13号
学位授与日	平成26年5月24日
学位授与の条件	学位規程第4条の1
学位論文題目	盲僧による琵琶付法要の構成と音楽
論文審査委員	主査 教授 薦田 治子 副査 教授 寺本 まり子 副査 教授 檜崎 洋子 副査 講師 福田 弥 副査 小塩 さとみ (宮城教育大学教授、放送大学客員教授)

## 論文要旨

本論文は、筆者が2009年以来行ってきた現地調査で得られた情報から、盲僧の琵琶付法要の構成と音楽を考察したものである。盲僧とは、歴史的には僧形の盲人で、琵琶法師の流れを汲む宗教者である。盲僧の音楽を研究することは、盲人と音楽の関係を研究する上にも、宗教と音楽の関係を考える上にも、近代における民間宗教と既存の宗教の関係を考える上にも、興味深い問題を投げかけてくれる。しかし、現在、盲人の盲僧は2人を残すのみで、その宗教活動は、天台宗の盲僧派(玄清法流・常楽院法流)に所属する晴眼の僧侶によっておもに担われており、その伝承にも従来は用いられなかった楽譜が介在するようになってきている。盲僧の伝承も変化しつつあるといえよう。それにもかかわらず、盲僧の行う宗教活動の中心をなす法要について、これまでに包括的な記述や、その構成の研究、そしてそこで使われる音楽の研究は、あまり行われてきていない。本研究の目的はここにある。つまり、現地調査に基づき、現在の盲僧の法要の実態を記録、記述し、その法要の構成と音楽上の特徴を明らかにすることである。

研究の方法としては、盲僧の行う琵琶付法要を、ビデオ・カメラによってノーカットで収録し、そこで用いられている演目(経文や真言等の唱えごと)などを明らかにした上で、法要の構成を分析する。さらには、それらの内、琵琶を用いる部分の音楽について、収録映像だけでなく、盲僧たちの用いる楽譜や、筆者自身が採譜した楽譜を用いて、その特徴を明らかにしていった。こうした作業の過程では、繰り返し現地に赴き、盲僧たちから、直接の聞き取りを行い、説明や資料の提供を受けた。また、過去の関連する視聴覚資料も収集したので、適宜それらも活用した。

本研究に用いる収録映像は、現時点で調査可能な琵琶を伴う音楽は、基本的にすべて含まれている。用いた法要の収録映像は、玄清法流では、檀家法要として3例(2012年3月の福岡県内の《荒神祭り》が1例、同月の長崎県内の《荒神祓い》2例)と、寺院法要として2例(2012年1月の成就院の《初観音星祭護摩供養会》と同年7月の妙音寺の《夏祈禱きうり加持大護摩供養会》)である。また、常楽院法流では、寺院法要として1例(2012年10月の中島常楽院で行われた《妙音十二楽》)である。

第1章では、先行研究をもとに盲僧について概観し、筆者の現地調査により、その活動の現状を確認した。第2章では、研究にあたり、盲僧の音楽に関わる視聴覚資料(過去の資料も含めて)、詞章資料、楽譜資料について紹介し、その利用法を検討した。

第3章では、第2章で挙げた視聴覚資料を用いて、琵琶付法要の構成とその特徴を見た。その結果、寺院法要では、天台宗の法要の次第(演目と選択と配列)に基づく天台宗的要素を、檀家法要では、盲僧個人の法要の次第に基づく個人的要素を見出すことができた。また、寺院法要の一部と檀家法要に、荒神、地神、されには盲僧の祖師に関わる演目(経文、真言等の唱えごと)が用いられており、こうした点に盲僧的要素を見出すことができた。

第4章では、琵琶付法要で演奏(唱)される音楽的内容を、採譜だけでなく、楽譜資料の訳譜も用いて分析し、さらに盲僧へのインタビューも行い、その言説も踏まえて検討することで、以下の特徴を見出すことができた。

玄清法流の法要では、基本的に経文の読誦に琵琶が用いられている。その音楽的特徴を見ると、長崎県の実例に、声、琵琶の両方のパートにかなりの即興性が認められ、福岡県では、琵琶のパートに楽譜(弾法譜)が存在するものの、その応用において即興性が見られるケースがあり、寺院法要でもその様相は変らなかった。長崎県と福岡県では、音高とリズムの点で著しい違いがあった。福岡県の場合は、声のパートは同音反復であるのに対して、琵琶は《秘曲十二段》等の旋律集を用い、律音階や都節音階によって旋律的に動いている。一方で長崎県では、読経の声のパートが旋律的に動くのに対して、琵琶はもっぱら柱(フレット)を押さえず、4本の開放弦をリズム樂器的にかき鳴らすのみである。

常楽院法流で行われる寺院法要《妙音十二楽》では、打樂器と笛による器楽曲〈十二楽〉と、琵琶伴奏による語り物〈釈文〉からなる。どちらの曲でも、各樂器のパート(〈十二楽〉および〈釈文〉の琵琶)は定型的な旋律やリズムを繰り返す中で、声のパート(〈釈文〉)には、ある程度の即興性が見られた。即興性があるという点、また3音旋律で、1拍に1文字が2文字を充てるリズムを持つという点で、玄清法流の長崎県の檀家法要における声のパートとも類似した特徴が見られた。また、樂器のパートを見ると、〈釈文〉の琵琶パートは、単純なリズムによる同音反復か、2音間の上下動の繰り返しが多く、あまり旋律性は感じられない。琵琶のリズム樂器的な用法は、玄清法流の長崎県の例に近いといえる。なお、器楽曲〈十二楽〉で用いられる笛の旋律は、民謡音階による。

以上の結果から、法要の次第については、近代化の中で、天台宗に吸収され、盲人から晴眼者へ受け継がれていく中で、天台宗による統括体勢の影響が見られた。しかし、地域によっては、その土地に根付いた次第や盲僧個人の次第も併せ持ち、多かれ少なかれ盲僧独自

の演目が残っていることが明らかになった。

音楽部分については、即興性、もしくは単純な旋律による素朴さに盲人伝承らしい特徴が見られた。しかし、一方では、晴眼者の盲僧が増えたことにより、楽譜を使用することで、旋律が固定される傾向も見られた。さらには、福岡県の例のように、筑前琵琶の奏者の手によって旋律が再編されることで、他地域に比べ、広い音域の中で、変化に富んだ旋律的な動きをして、芸術的になっている例も見られた。

### 論文審査結果の要旨

本論文は、九州地方の福岡、長崎、鹿児島に残る法要を記録し、その特徴を儀礼構造と音楽について考察したものである。

今日の盲僧は、直接的には江戸時代に成立した盲僧組織の系譜をひいており、琵琶を手に宗教活動と芸能活動を行うという点で、平安時代以来日本音史の一翼を担ってきた琵琶法師の伝統を受け継いでいる。しかし、現在では、盲僧の儀礼は廃絶寸前の状態にあり、この分野の研究が待ち望まれていた。

本論文のもっとも大きな成果は、この盲僧による琵琶付き法要の実態を、現地調査を重ねて丁寧に記録・記述をした上で、その法要の構成と音楽上の特徴を明らかにしたことである。

しかし、記述の文章表現(例えば、一文が長すぎる)、用語の定義(例えば「記述譜」「個人的な要素」など)に甘さが散見され、必ずしもその成果が正確に伝わっていないという欠点がある。また、盲僧研究の世界で自明であるとして大幅に説明を省いたために、対象として取り上げる法要の妥当性についても、説明が十分ではない。さらに、専門的な、仏教用語、術語が説明無しに使われている場合がきわめて多い(例えば、「方軌」)。インタビュー情報の提示の仕方、採譜の仕方などにも若干の誤りが見られ、これらを修正する必要がある。

上述のような記述上の欠点にもかかわらず、本論文の現地調査の報告と音楽分析は、視聴覚資料を含む先行研究の綿密な整理に基づいており、また、法要における盲僧固有の音楽部分(琵琶付きの部分)の位置づけと、その音楽的な特徴の記述においては、考察の軸がしっかりしており、さらに、誤りがあるとはいえ、図表を効果的に用いようとする考察過程にも矛盾がない。

申請者は、すでに東洋音楽学会全国大会において2回、楽劇学会全国大会において1回、口頭発表を行い、また『東洋音楽研究』に査読付論文を発表しており、その折の成果も反映させて、本論文を執筆している。

こうした点を総合的に判断すれば、本論文は、盲僧の音楽的研究の基礎への第1歩であることは評価でき、博士論文として認めうる水準に達している内容を持つものと判断される。

博士学位論文 論文要旨および審査結果の要旨 (第7号)

---

平成26年8月5日発行

発行 武蔵野音楽大学大学院  
編集 武蔵野音楽大学学務部  
〒176-8521 東京都練馬区羽沢 1-13-1  
電話 03-3992-1128

---